令和５年７月３日
改正　令和８年４月１日

交通局企画総務部
企画総務課契約担当

入札参加者同士における相互供給の禁止について（第二版）

京都市交通局（以下「当局」といいます。）では、競争入札によって締結した契約について、競争入札参加者同士が相互に物品又は役務を供給すること及び下請契約を締結することを禁止しています（京都市交通局競争入札等取扱要綱第３７条）。

１ 禁止事項

⑴ 物品等の調達契約（業務の請負契約や委託契約を含む。）の場合

（ただし、競争入札において落札し、当局と契約を締結した者（以下「受注者」といいます。）が、当該競争入札に参加した他の者（以下「非落札者」といいます。）以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物品又は役務を調達した場合及び特許権その他の排他的権利に係る物品の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物品又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による当局の承諾を得た場合を除きます。）

ア　受注者が非落札者から契約の履行に必要な物品又は役務を調達すること。

イ　非落札者が、受注者に対して契約の履行に必要な物品又は役務を供給すること。

⑵ 工事請負契約の場合

（ただし、事後確認型一般競争入札において受注者を決定するもののほか、当該工事の施工において、特許権その他の排他的権利に係る技術の使用その他のやむを得ない事由により、非落札者に建設工事を行わせる必要が生じ、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合を除きます。）

ア　受注者が非落札者に契約に係る工事に関して建設業法第２条第１項に規定する建設工事（以下「建設工事」といいます。）を請け負わせること。

イ　非落札者が受注者から契約に係る工事に関して建設工事を請け負うこと（２次下請、３次下請その他受注者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

２　違反した場合の措置

１の禁止事項に違反した場合は、京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱別表１０その他中⑺イ及びオの規定に基づき、６月の競争入札参加停止措置とします。

以上